

消費者被害注意情報

201705号

平成29年7月6日
島根県消費者センター 立花・田邊
Tel:0852-22-5103
Fax:0852-32-5918
E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

「無料で生活用品がもらえる!?!」 おいしい話につられ高額な寝具を契約してしまう トラブルが発生しています!

相談事例

「無料でいいものがもらえる」と知人に誘われ、近所の民家に行ったら多くの高齢者が集まっていた。若い男性が洗剤、そうめん、サポーター、腹巻、靴下、椅子にも使えるバケツなどを配っていた。やがて健康器具の話題になり、磁気健康マットを勧められた。「定価は28万8千円だが現金なら22万円にする」といわれ即金で購入したが、高いので解約したい。

これは、平成29年7月に県東部で発生した事例です。1つの会場で複数の方が数十万円の寝具を購入されたようです。

このような手口が今後さらに拡がることが予想されます。

全国の消費生活センターには、平成29年4月以降、200件以上同様の相談が寄せられており、その多くは高齢者です。

解説

これは、催眠商法や宣伝講習販売といわれ、集会所や民家を会場に、無料で生活用品等を配って人を集め、最終的には高額な商品売りつける商法です。

複数の販売員に長時間取り囲まれ、「万病に効く」「がんや糖尿病が治る」などと説得されると、断りにくくなるようです。

アドバイス

- ・ 「生活用品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気にはひかれて勧誘されると、断るのが難しくなります。誘われても会場に近づかないことが第一です。
- ・ 契約しても8日以内であればクーリング・オフができる場合がありますので、お近くの消費生活窓口にご相談ください。
- ・ 高齢者がトラブルに遭わないために、家族や近所の人が見守りが重要です。

トラブル相談は
消費者ホットライン

泣き寝入りは
い や や
188

お近くの消費生活相談窓口に繋がります



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん